

一般社団法人長崎市薬剤師会役員選出規則

(趣旨)

第1条 一般社団法人長崎市薬剤師会（以下「本会」という）の理事及び監事の選出は、定款に定めるもののほか、本規則によって行う。

(役員候補者)

第2条 役員候補者は、理事候補者および監事候補者とする。

- 2 監事候補者は、正会員の中から1名または2名（以下「会員監事」という）、正会員以外の長崎県内在住者1名（以下「外部監事」という）とする。

(役員候補者の資格)

第3条 前条に定める役員候補者は、選出を行う日の60日前までに、入会の承認を受けた正会員とする。ただし、外部監事についてはこの限りでない。

(選挙管理委員会の設置)

第4条 選挙の事務を管理するため、本会に選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員は、定款第5条第1号に定める正会員（以下「正会員」という）の中から、会長が指名し理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員は、正会員より5名とし、補佐として事務局から1名をもって組織する。
- 4 委員長及び副委員長を置く。
- 5 前項の委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 6 選挙管理委員会の委員の任期は、委嘱を受けた日からその年の役員が決定するまでとする。
- 7 選挙管理委員会の委員は、定款第21条に定める役員を兼ねることはできない。また、委員が立候補者になる場合には、委員を辞職しなければならない。

(選挙管理委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 立候補届の配付
- (3) 立候補の受付及び資格審査
- (4) 立候補者の公示
- (5) 投票用紙の配付
- (6) 投票の管理及び開票
- (7) 投票の有効又は無効の判定
- (8) 選挙結果の報告及び選挙録の作成
- (9) その他選挙に必要な事項

(役員選出の種類)

第6条 役員選出の種類は、次のとおりとする。

- (1) 会長候補者選出
- (2) 理事選出
- (3) 監事選出

(会長候補者選出)

第7条 会長候補者選出は、立候補により行い、原則として2年毎2月末までに選出する。

- 2 複数の立候補者があった場合は、会員による無記名単記郵便投票により選挙を実施する。
- 3 投票権者の最多得票者を当選者とする。
- 4 立候補者が1名の場合は、その立候補者をもって会長候補者とする。
- 5 会長候補者に選出された者は、定款第21条に定められた定数内の理事候補者名簿を作成し、速やかに選挙管理委員会へ提出し、会員へ公開しなければならない。

(理事選出)

第8条 理事の選出は、第7条第5項の規定に基づく理事候補者および立候補による理事候補者の中から選出する。ただし、候補者が定数を超える場合は、会員による連記投票により選挙を実施する。

- 2 理事候補者が定数を超えない場合は、会員による連記信任投票で過半数の信任を得なければならない。

(監事選出)

第9条 会員監事選出は、立候補により行う。定数を超えた場合は、会員による単記投票により選挙を実施する。

- 2 投票権者の多数の得票を得た上位から定数の者を当選者とする。

(選挙の告示)

第10条 選挙管理委員会の委員長は、選挙を行う日の30日前までに届出の受付期間、締切期日およびその他選挙に必要な事項を本会の会報等により会員に周知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。

(立候補の届出)

第11条 立候補する者は、締切期日までに選挙管理委員会に所定の様式にて届出なければならない。会長候補者に立候補するものは正会員5名以上が連署した

推薦書を添えなければならない。

- 2 前項の届出の受付けは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、本会の事務所において行う。
- 3 郵送による届出は、締切日時までに、本会の事務所に到着したものをもって有効とする。
- 4 選挙管理委員会は、届出期日経過後直ちに届出状況を会員に通知しなければならない。

(立候補の辞退)

第12条 立候補を届け出た者は、その選挙が行われる前までに、所定の立候補辞退届出書を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。

(選挙人及び選挙人名簿)

第13条 第6条に定める役員選出の選挙人は、選挙期日の60日前までに入会の承認を受けた正会員とする。

- 2 選挙管理委員会は、前項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。

(開票立会人)

第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ会員の中から開票立会人として指名し、開票に立ち合わせることができる。立候補者は、開票立会人になることはできない。

(開票)

第15条 開票は、選挙管理委員会が開票事務を行う。

- 2 選挙管理委員会は、投票総数を確認し、有効投票を確定する。
- 3 無効投票の判定は、選挙管理委員会の委員長が行う。
- 4 選挙管理委員会の委員長は、開票結果を開票録に記載しなければならない。

(規定していない事項と疑義の処理)

第16条 本規則に定めていない事項は選挙管理委員会の委員長の判断に委ねる。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て決定する。

附 則

- 1 本規則は、平成30年5月1日から施行する。

一般社団法人長崎市薬剤師会役員選出規則施行細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人長崎市薬剤師会役員選出規則（以下「役員選出規則」という）を円滑に運用するため、本細則を定める。

(立候補届出書及び推薦書)

第2条 役員選出規則第11条において立候補するものは、立候補届出書（様式1-1）を提出しなければならない。会長候補者に立候補するものは、立候補者推薦書（様式1-2）を添えなければならない。

(履歴書および略歴・趣意書)

第3条 役員選出規則第8条第1項における理事候補者および役員選出規則第9条における会員監事に立候補するものは、履歴書（様式2-1）と略歴・趣意書（様式2-2）を立候補受付期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の略歴・趣意書は、候補者一覧表に掲載することを目的とする。なお、略歴・趣意書の内容は自由とするが、本会の信用を傷つけ、個人を誹謗中傷するようなことがあってはならない。

(立候補辞退届)

第4条 役員選出規則第12条における立候補を辞退するものは、立候補辞退届（様式3）を提出しなければならない。

(候補者届出状況紹介および一覧表の作成と掲示)

第5条 会長は、会員から候補者の届出状況について照会があったときは、その時点における受付人数および氏名を回答するものとする。ただし、候補者の略歴・趣意書の内容および立候補者推薦書の推薦人の氏名は公平を期して選挙管理委員会が保管するものとし、候補者一覧表を作成して会員へ公開するときまで漏らしてはならない。

(無効投票)

第6条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者以外の氏名が記載されたもの
- (3) 候補者の氏名が確認しがたいもの
- (4) 同一候補者の氏名が複数記載されたもの

- (5) 複数の候補者の氏名が記載されたもの
- (6) 連記投票の場合、定数を超えた候補者に投票があるもの。なお、定数に満たない候補者に投票がなされたものは有効とする。

(投票の効力)

第7条 同一の氏または名の候補者が2人以上ある選挙において、その氏または名のみを記載した投票は有効とし、当該候補者のその他の有効得票数に応じて按分する。

(細則の改廃)

第8条 この細則は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

1 本細則は、平成30年5月1日から施行する。

立候補届出書

立候補者氏名：

私儀 一般社団法人長崎市薬剤師会会長候補者選出選挙に立候補いたしますので、履歴書（様式 2 - 1）および略歴・趣意書（様式 2 - 2）を添えてお届けいたします。

年 月 日

立候補者氏名：

印

住所（〒 ）

長崎県

所属

長崎市薬剤師会会長 殿

立候補届出書

立候補者氏名：		
---------	--	--

私儀 一般社団法人長崎市薬剤師会（理事・監事）選出選挙に立候補いたしますので、履歴書（様式2-1）および略歴・趣意書（様式2-2）を添えてお届けいたします。

※理事・監事のどちらかに○をつけてください。○が無い場合は、無効となります。

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

立候補者氏名：			
---------	--	--	--

印

住所	(〒)
----	----	--	---

長崎県		
-----	--	--

所属	
----	--

長崎市薬剤師会会長 殿

(様式 1 - 2 会長候補者用)

立候補者推薦書

被推薦者氏名：

上記の者を一般社団法人長崎市薬剤師会会長候補者選挙の候補者として推薦いたします。

年

月

日

枚中

枚目

所属

氏名：

印

推薦理由

※6名以上となる場合は、コピーして使用してください。2枚目以降にも被推薦者氏名、年月日を記入してください。

[注]この書類は公開し、関係者にコピーを配布いたします。(選挙公報用)

長崎市薬剤師会会長 殿

立候補辞退届出書

立候補者氏名：

私儀 一般社団法人長崎市薬剤師会会長候補者選出選挙の候補者として立候補届出書を提出いたしましたが、都合により辞退いたしますのでお届けいたします。

年 月 日

立候補者氏名：

印

住所 (〒)

長崎県

所属

長崎市薬剤師会会長 殿

立候補辞退届出書

立候補者氏名：

私儀 一般社団法人長崎市薬剤師会（理事・監事）選出選挙の候補者として立候補届出書を提出いたしましたが、都合により辞退いたしますのでお届けいたします。

※理事・監事のどちらかを○で囲んでください。○がない場合は、無効となります。

年 月 日

立候補者氏名：

印

住所（〒 ）

長崎県

所属

長崎市薬剤師会会長 殿